



\*社内に笑顔を咲かせましょう\*

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～18時



春らしい暖かな日があれば、寒い日もありの繰り返しですが、一歩ずつ春に向かっていくようです。皆さまいかがお過ごしでしょうか？花粉には悩まされますが、山道で鶯が鳴いている声を聞いたりすると、春だな～と嬉しくなります。今年はお花見までもう少しかかりそうですが、待っているのも楽しみです。



\*しぐさで見抜く相手のホンネ\*

人との関わり方が繊細になってきている現代では、会ったときにいかに短い時間で相手の本心をつかみとれるかが、良好な人間関係を築くためにとても重要です。参考にしてみてください（扶桑社文庫、匠 栄一監修から抜粋）

体型を見れば、その人の性格がわかる！？

精神病理学者のクレッチマーは、人の体系と性格の関連性に着目し、

- ・痩せ型…物静かで控えめ、まじめで落ち着きがあるが、神経質で臆病なところもある。
- ・肥満型…明るくて社交的で親切。活発でユーモアもあるが、気が弱く感情の起伏が激しくなる。
- ・筋肉質…礼儀正しくて几帳面。エネルギッシュで粘り強いが、頑固で融通がきかず、突然怒り出すことがある。

このように分類しています。もっともこれらの性格は、どれがよくてどれが悪いというものではありませんし、人の性格は複雑なものですから、この分類に当てはまらない人もたくさんいます。あくまで一つの見方で、外見だけでそう簡単に判断できないからそこがまた興味深いともいえます。

## ★これで完璧！ 4月の事務



### ☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

3月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、4月10日までに納付。

### ☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

3月分の社会保険料・児童手当拠出金を 5月1日までに納付。

### ☆2月決算法人の確定申告と納税☆

2月決算法人の確定申告と納税、8月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 4月中の決算応答日までです。

### ☆各種保険料率の改定☆

以下に載せていますように、健康保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料など各種保険料率が変わっています。給与からの控除は、変更のタイミングを間違えないようにしましょう。

\*健康保険・介護保険料の変更→4月に支払う給与から（保険料を当月控除する会社は3月に支払う給与から）

\*雇用保険料の変更→「4月分」給与から変更。4月分とは、給与締め日の属する月が4月」のことをいいます。

## \*各種 保険料率が変わります！（再掲）\*



この3月、4月から各種保険料率が変わります。給与からの控除の際にはご注意ください。

（すべて1,000分の）

|              |      | 被保険者負担 | 会社負担        | 合計    |                                       |
|--------------|------|--------|-------------|-------|---------------------------------------|
| 健康<br>保<br>険 | 滋賀   | 49.85  | 49.85       | 99.7  | 3月分<br>(4月<br>に支払<br>う給与<br>から<br>変更) |
|              | 京都   | 49.9   | 49.9        | 99.8  |                                       |
|              | 大阪   | 50.3   | 50.3        | 100.6 |                                       |
|              | 兵庫   | 50     | 50.0        | 100.0 |                                       |
|              | 奈良   | 50.1   | 50.1        | 100.2 |                                       |
|              | 和歌山  | 50.1   | 50.1        | 100.2 |                                       |
|              | 介護保険 | 7.75   | 7.75        | 15.5  |                                       |
| 雇<br>用       | 一般   | 5      | 8.5         | 13.5  | 4月分                                   |
|              | 建設   | 6      | 10.5        | 16.5  |                                       |
|              | 労災保険 |        | 各事業の種類によります |       |                                       |

※健康保険は、全国健康保険協会（政府管掌）の保険料率です。

## メンタル不調者への対応

職場で、うつ病などの心の病を患う人が増えています。こうしたメンタルヘルスの悪化は、個人の問題にとどまらず、職場の雰囲気等にも大きく影響してきますし、知っていたのに何も対策を取らなかったとって会社の責任にされてしまっははいけませんので、何らかの対策が必要です。

遅刻が増えた、ぼんやりしていることが多くなったなど、いつもと違う部下の様子に気づいてあげることは職場の上司の役割ですが、病気の判断まではできません。上司や人事担当者の役割は、本人に医療機関への受診を勧めるなどの「医療への橋渡し」を行うのです。

しかし、いきなり「様子がおかしいから精神科へ行け」という言い方をすれば、本人は抵抗するでしょう。遅刻が増えた、ミスが増えたなど客観的事実をあげて改善を促し、しばらくしても改善が見られないようなら受診を勧める、ただしこのとき、本人を責めるような言い方をしないようにすることがポイントです。例えば、「つらそうだね。もし心の病なら、今は薬でよくなるらしいよ。病気でないならそれはそれで安心だし、一度専門家に相談してみたらどうかな？」など、「精神科に行く」より「専門家に相談する」という言い方のほうが抵抗感が薄れる可能性がありますし、「つらそうだから心配している」というこちらの気持ちを伝えるのも効果的です。

どの病院に行けばよいか分からずに受診しないケースもあるようです。「眠れない」「食欲がない」などの体の症状に注目して、とりあえずかかりつけ医や内科の受診をするのも一つの方法です。必要があれば、その病院から精神科や心療内科を紹介してくれるでしょう。

本人の希望に応じて、上司や人事担当者が一緒に受診してもよいでしょうし、家族がいる場合には、本人の同意を得たうえで、家族に協力を求めるのも一つでしょう。しかし、こういった場合の家族の気持ちとして、会社で何かあったのか？ 業務が過重だったのではないのか？など、会社に対して不信感を抱きがちですので、責任のなすりつけ合いにならないよう、原因の追求ではなく、問題解決に焦点をあてて話すようにすることが大切です。会社がこれまでどのような対応をしてきたかを話すことも、今後連携を取っていくうえで大切です。

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

